

令和3年度第3回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会

令和3年9月22日（水）

（午前10時00分 開会）

【事務局（池田（俊）総括主査）】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第3回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会を開催させていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインでの開催とさせていただきます。委員、オブザーバーの皆様には大変御不便をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の池田でございます。よろしく願いいたします。

本日の部会の資料でございますけれども、事前にメールでお配りしております資料でございますけれども、こちらを確認させていただきます。

まず、議事次第でございます。次に、資料1-1から1-3が議題（1）の①の関係資料でございます。参考資料1が生活環境保全条例検討部会の運営要領と委員名簿でございます。参考資料2が令和3年度第2回の部会の前回の議事録でございます。

皆様、資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいですか。

本日の部会でございますけれども、近藤委員とオブザーバーの堺市の是常様につきましては所用のため御欠席でございますが、7名の委員、1名のオブザーバーの皆様方に御出席いただいております。部会の運営要領の第3の（2）の規定によりまして、成立しております。

なお、本部会におきましては、大阪府情報公開条例第33条の規定に基づきまして、公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

関係者、報道機関、傍聴者につきましては、十分な距離を確保できる部屋を御用意し、本部会の様子を放映しておりますので、御承知おきください。

本日のオンラインでの開催に当たりまして、幾つかお願いがございます。資料の画面共有は行いません。事前に御送付させていただいた資料をお手元で御覧いただきますよう、よろしく願いいたします。

ネットワーク負荷を抑えるために、審議に入りましたらカメラをオフにさせていただきますよう、よろしく願いいたします。

雑音や音響トラブルを避けるため、御発言される際を除いては、マイクはミュートにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

御発言される場合は、挙手ボタンにてお知らせいただきまして、部会長から指名の後、ビデオをオンにしてミュートを外して御発言ください。発言が終わりましたら、ビデオはオフに、マイクはミュートに戻していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、傍聴会場のほうから、傍聴者とか報道機関からの写真撮影の希望は特にございませんでした。

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと思います。近藤部会長、よろしくお願いいたします。

**【近藤部会長】** 近藤でございます。審議が円滑に進むように努めますので、委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

初めに、議題（１）の今後の大阪府生活環境保全等に関する条例のあり方についての①部会報告案についてです。前回の素案の審議を踏まえまして、本日は部会報告の取りまとめに向けた審議となります。資料１－１が素案からの主な修正点、資料１－２が部会報告案とのことでございます。まとめて事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

**【事務局（池田（俊）総括主査）】** 環境保全課環境計画グループの池田でございます。

資料につきまして御説明させていただきます。

まず、資料１－１が、先ほど近藤部会長から御説明いただきましたとおり、前回お示した、あり方の素案からの修正点を表にしてまとめてございます。資料１－２が、それを踏まえまして部会報告案となっておりますので、今から、資料１－１で修正点を御確認いただきながら、資料１－２を御参照いただければと考えております。

なお、説明の順番といたしまして、大気分野につきましては、前回御指摘いただいた内容を踏まえまして、部会報告案のほうに反映しておりますので、後ほど説明者を代わりまして、まとめて説明させていただきますので、ここでは大気分野以外について御説明させていただきますたいと思います。

まず、資料１－１から、表の上から順番に御説明いたします。

修正箇所にかかれております左のページ数は、今回の資料１－２のページ数で表記させていただきます。

まず、最初の資料１－２のところの表紙と、次のページの目次につきましては素案から

追加しております。

今回の資料のデータに印字されておりますページ数でいきまして、1 ページ目の「はじめに」のところなんですけれども、17行目のところで、素案では記載をしておりませんでしたけれども、部会における検討の内容とか方向性につきまして、「法による規制措置、条例の施行状況を踏まえ、現下の環境の状況や課題に的確に対応し、生活環境の保全等をより効果的に促進するため」という内容の部分を追加させていただいております。

Iの大気分野のところは後ほど説明させていただきますので飛ばしまして、IIの自動車環境分野につきまして、31ページを御覧いただきたいと思います。

31ページのところでは、最初に、法及び条例による規制の概要というところがあるんですけれども、こちらは、前回の資料では、表ではなくて文章で書かれていたということで、ほかの分野と比べまして、近藤会長から、こちらの分野だけ文章になっているといった御指摘をいただいているところでしたので、表形式に変更いたしまして、新たに表II-1として作成したものでございます。

すいません、ページ数が飛びまして、52ページのところで、令和12年度のCO2削減効果の試算のところを御覧いただきたいと思います。

まず、6行目のところなんですけれども、令和12年度（2030年度）の排出量につきましては、こちらは前回数値の誤りがあったということで訂正して反映しているところがございます。

あと、7行目のところから、こちらは前回の部会で松井委員から、乗用系の削減割合が3割程度であることに対して、さらなる削減を目指してはどうかといった御意見をいただいたところがございます。今回、御意見を踏まえまして、8行目に、「今後、貨物系車両の電動化や物流効率化などにより、CO2排出量のさらなる削減が望まれる」といった記載を追記させていただいたところがございます。

また、この一覧表のところに記載がございませんけれども、55ページのところを御覧いただきたいと思うんですけども、26行目のところから結論を記載しているところがございますけれども、素案では明記しておりませんでしたけれども、結論に至る前提といたしまして、「府域の全ての測定局で継続的に二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成していることに加え」という内容を追加させていただいたところがございます。

すいません、次のVIの土壌汚染分野のところを御覧いただきたいんですけども、61ページです。

すいません、61ページの表VI-1の土壤汚染対策法及び条例に係る規制の概要というところなんですけれども、こちらは前回、最後に御説明、御連絡させていただきましたけれども、表に誤りがあったということで、その修正を反映させていただいているところでございます。

次のVIIの化学物質に関しましては、例えば70ページのところの3行目のところで、届出外排出量というところに、前回、下に注釈、脚注という形でおつけしておりましたところですが、近藤部会長から御指摘いただきまして、この分野だけそういった脚注という形となっているというところでもございましたので、ほかの分野とも合わせまして、括弧書きで注釈、説明書きを入れることとして、下に脚注を入れるという形式は削除させていただいております。

70ページの3行目の届出外排出量のところと74ページの23行目のばく露量のところは同様の整理をさせていただいております。

次に、76ページ目のところでもございますけれども、(3)の府独自指定物質の見直し案についてというところでもございますけれども、各図表につきまして、こちらも近藤部会長からの前回の御指摘に基づきまして、表を統合して整理させていただくとともに、表でお示しする形だったところに説明文も追加させていただいております。

すいません、次に、VIIIの騒音・振動のところでもございますけれども、こちらは90ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、公害に係る苦情件数の推移ということで、こちらは島委員から御指摘いただいたところでも、以前は、前回は、表によって2つの時点のデータしかお示ししていなかったということで、推移が分かる形にしてはどうかといった御指摘をいただいておりますので、図VIII-1として、推移が分かるようにグラフ化させていただいたものでございます。

その下の表VIII-3の騒音苦情の発生源別内訳、こちらにつきましては、河合委員から御指摘いただきましたことを基に、その他という項目を表に追加しております。

続きまして、91ページを御覧いただきたいんですけれども、表VIII-4とVIII-5につきましては、前回どおりでございますけれども、こちらも島委員から、2つの年度の比較になっているという御指摘でもございましたので、推移が分かるような形で、その下に図VIII-2ということで、道路に面する地域及び一般地域の環境基準達成率の推移をまとめさせていただいたところでございます。

続きまして、IX章目の規制以外の手法についてのところですが、98ページを御覧いただきたいと思います。

こちらの9行目のところにSDGsの表現があったかと思いますが、こちらも松井委員から、注釈を入れてはどうかとの御指摘をいただきましたので、この段落の一番下、17行目のところに注釈を追加させていただいております。

同様に、103ページの19行目のESG投資につきましても同様の注釈を入れさせていただいているところでございます。

続きまして、99ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、(2)の規制以外の手法による施策事例ということで、表IX-2ということで、こちらはタイトルがないという御指摘がございまして、タイトルを追加させていただいたのと、この表に法的根拠を追加してはどうかと島委員から御指摘いただいたのと、表の構成を見直してはどうかと松井委員から御指摘いただいたところを踏まえまして、表の構成をこちらのような形で見直しさせていただいております。

あと、それ以降、104ページ以降に、まず、すいません、104ページを御覧いただきたいと思いますが、こちらに、新たに「おわりに」ということで追加させていただいております。こちらでは、最初に検討の経過を簡単にまとめさせていただいたのと、あと、6行目のところは、「大阪府は、この検討結果を踏まえて、条例に基づく規制の対象や手法を見直して、適切に改正を行われない」という形としております。

最後に、8行目のところで、「また、条例の改正施行にあたっては、政令市をはじめとする府内市町村や関係行政機関と情報・共有連携を図りつつ、府域における生活環境の保全等に関する施策に取り組まれない」とさせていただいております。

その後が参考資料となっております。

参考資料1は、御参画いただいております委員とオブザーバーの名簿をつけさせていただいております。

106ページが参考資料2ということで、審議経過をまとめさせていただいております。107ページが参考資料で、諮問文をおつけしているといったところでございます。

素案からの修正として、全体的なところでいきますと、複数の委員から御指摘をいただいておりますので、可能な限り書式でありますとか、あと、用語、表現でありますとか、図表の形式などの統一を行わせていただいたというところでございます。

先ほど申し上げましたように、大気分野につきましては後ほど御説明させていただきます

す。

なお、水質分野については記載がなかったかと思えますけれども、本日午後から、同様に、水質分野につきましても部会報告案を御審議いただく予定でございます。次回の環境審議会で、それぞれの部会から御報告をいただいて、最終的には水質分野を含めた1つの答申をいただくことを想定した内容になってございます。

説明については以上でございます。

【近藤部会長】        ありがとうございます。

そうしましたら、今までの説明について、御質問とか御意見とかがございましたらよろしくお願いたします。先ほど冒頭で御指摘いただいた、指示があったように、挙手マークを挙げていただければと思います。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

どなたもいらっしゃらないということなので、また次、大気のほうの説明がございましたので、ここでまた御質問があったら併せて御質問いただければと思いますので、では、続いて、また同じく資料1-1と資料1-2の大気分野についての御説明をよろしくお願いたします。

【事務局（池田（桂）総括主査）】        事業所指導課大気指導グループの池田と申します。

資料1-1と資料1-2の大気分野につきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、資料1-1でございますが、こちらは前回部会での審議及び委員からの指摘事項を踏まえて記載するというところを書かせていただいております。報告書案の中では特に書いていなかったところを今回改めて新しく書いたというところがございますので、詳しくは資料1-2を用いまして御説明させていただきたいと思えます。

それでは、資料1-2でございますが、ページ数でいいますと、印字されているページ数で23ページでございます。

資料1-2の23ページの26行目からでございますが、ここは大気分野の中の6番目の今後のあり方の中の(2)の有害物質規制といたしまして、前回資料で御提示させていただきました内容を文章化したものというものになっております。この有害物質規制の中では、①としましては今後の有害物質規制の方向性について、②につきましては排出規制の対象物質の選定についてというところは既に記載しているところがございますので、この23ページの26行目からは、③としまして、排出規制に係る具体的な規制手法についてということで記載させていただいております。少し説明をさせていただきます。

まず、27行目からのパラグラフですが、こちらは、現行条例では発がん性を有する物質は、閾値が設定されていなかったことなどから設備構造基準による規制手法を適用しており、そのような中、国の検討における閾値やリスクアセスメントに関する新しい知見によりまして、濃度基準を原則として適用すべきであること。そして、34行目のところ、府公告に基づく測定義務の軽減及び免除規定の積極的な運用を実施することが望ましいということを記載させていただいております。

36行目から次のページにかかるところまでが現行の濃度基準に係る説明でございます。

24ページの10行目からのパラグラフでございますが、こちらは現在の府内の大気環境濃度の状況などによりまして、見直しに当たっては現行の規制内容及び水準を継続することが適当ということと、12行目の後半から、このページの1行目にあります基準式のKの値につきましては、今回の見直しによる新規追加物質の値の設定などを検討する必要があると。このKの算定に必要な想定環境濃度、こちらにつきましては、国で環境基準値・指針値が定められている物質につきましては、同じ考えで算定されているという点で条例の想定環境濃度の考えと同じであることから、これらの物質の想定環境濃度の設定にはより新しい知見に基づき算出されている環境基準値・指針値を活用すべきであるということに記載させていただいております。

20行目からが、条例の想定環境濃度と環境基準値・指針値との違いを整理したものでございます。こちらは前回の部会で、書きぶりや表現をもう少し分かりやすくという御指摘をいただきました。その御意見を踏まえまして、条例の想定環境濃度と環境基準値・指針値の定義や性格、水準につきまして整理したものでございます。

特に、それぞれの2ポツ目でございます。条例の想定環境濃度でいいますと、23行目、短期間でも超過した場合は罰則が適用されるなど、事業者による基準値の遵守が厳しく求められるという性格でございますが、一方、環境基準値・指針値につきましては、32行目でございます。新規追加物質の環境基準値・指針値は全て年平均値で評価することとされており、長期的な暴露を考慮した値というところが大きく違うということもございまして、36行目からのパラグラフでございます。このように性格や水準が大きく異なるものであることから、それらの値をそのまま想定環境濃度として用いるのではなく、性格の違いを考慮し調整することが必要である。

具体的には、次の25ページの2行目の後半のところからでございますが、現行の水準の対策で特段問題が生じていないことから、現行条例の想定環境濃度と同じ水準となるよ

うに環境基準値・指針値に一定の係数を乗ずることが適当であると記載しています。

この係数の設定に当たりましては、以下の2点を考慮すべきである。

1つ目が、施設の稼働時間でございます。2つ目が、9行目のところですが、不確定係数のことでございます。環境基準値・指針値につきましては、全体として現行条例より大きな値が設定されていると。この辺りは前回の部会でもお示しさせていただいておりますが、表現等をちょっと修正させていただいております。

そして、14行目からでございますが、1点目の施設の稼働時間につきましては、前回の部会での資料のとおり、一般的な施設の稼働時間を週40時間とすると、住民の1週間の生活時間に比べますと4.2分の1であることから、この視点による係数は安全側として4程度とすることが考えられる。

2点目の記載でございますが、前回は、それぞれの平均の値を比較して10というように記載させて説明させていただきましたが、平均値自体にはあまり意味がないということで、この平均値で比較することが妥当なのかという御指摘もありまして、今回は、それぞれの集団を比較するという表現を心がけて記載しております。

16行目の後半からでございます。また、2点目については、まず、条例の想定環境濃度算定時の不確定係数は最大値が300、実際には10から100の間で適用されていること、一方、環境基準値・指針値は最大値が3,000、実際には125から2,000の間で適用されている。これら数値群を比較し総合的に勘案した結果、この視点による係数は10程度とすることが考えられる。これらの2つの数字の積から、40程度の値を設定することが妥当であると。

そして、この係数を40とした場合は、Kは以下の値となるということで、表でお示しをしているところでございます。

25行目からでございますが、こちらは水銀とマンガンの2物質については、現行でも想定環境濃度を設定し濃度規制を実施している。この2物質につきましては、現行のKの値を継続することが適当であるということ。

29行目からは、環境基準値・指針値が定められていない物質について、(ア)、(イ)、(ウ)の3つのパターンで整理をしているところでございます。

30行目の(ア)のところですが。現行条例で濃度基準を適用している6物質につきましては、26ページの1行目でございます。当分の間、現行の基準を継続すべきである。(イ)が、現行条例で設備構造基準を採用している2物質につきましても同様に、当分の間、現



行の基準を継続すべきである。(ウ)の現行条例の規制対象外の2物質につきましては、当分の間、排出基準の適用は猶予すべきであるということに記載させていただいております。

以上が③の排出規制に係る具体的な規制手法についての記載でございます。26ページの12行目からの④の排出規制の対象施設の選定についても続けて御説明させていただきます。

こちら、16行目から、対象施設の選定につきまして、今までの①、②、③の考えを踏まえまして、以下の考え方で行うべきであるということをお3つのポツで整理させていただいております。

17行目の1ポツ目でございますが、今回の見直しによる新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性のある施設を現行の対象施設に追加する。2つ目、対象施設に係る業種は各種製造業を主とし、そのほか新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性のある施設の設置割合が高い業種も対象とする。3ポツ目は、現行の対象施設の記載でございますが、規模要件の変更などの必要性、また過去一度も届出のない施設の除外の必要性も検討するということでございます。

25行目からのパラグラフでございますが、1点目及び2点目の考え方、追加すべき施設のことでございますが、こちらは(a)、(b)、(c)の3つの施設を追加するということをお記載させていただいております。(a)が洗浄施設、(b)がドライクリーニングの用に供するクリーニング施設及び乾燥施設、(c)が吹付塗装施設でございます。それぞれの規模要件は現行のVOC規制の対象施設の規模ということをお記載しております。

34行目からのパラグラフでございますが、そのほかの新規追加物質の一定量を排出する可能性がある施設の記載でございますが、貯蔵施設などにつきましては今回追加しないということの整理を理由とともに書いております。

27ページ目でございます。

2行目から、現行の対象施設の見直しについての記載をしております。こちらは4点整理をしております。1ポツ目が乾燥・焼付施設のうち塗装または接着用途でございます。トルエンの排出施設がかなりの数に上るということをお踏まえまして、こちらにつきましては、トルエンの排出に限り排風機能力10m<sup>3</sup>/分以上とすると。2ポツ目、出版・印刷・これらの関連品の製造の用に供する乾燥・焼付施設及び印刷施設、また、その他の施設につきましても新たな届出数は限定的と考えられることから、規模要件の変更など見直しは行わないこと。3ポツ目でございます。過去一度も届出のない施設はいずれも施設自体は

存在し、届出の可能性があることから、引き続き規制対象施設とする。4ポツ目が、廃棄物焼却炉につきましては、VOCは対象外として明確に位置づけることとすると。

15行目からのパラグラフでございます。トルエン、クロム及び三価クロム化合物につきましては、排出基準の適用は猶予するという③に記載させていただいておりますが、届出義務については、猶予期間は設けないこととすべきであるということを経由ととも記載しております。

21行目からは、新規追加物質の排出施設等については十分な猶予期間を設けることを検討すべきであるということに記載させていただいております。

以上が新しく追加した箇所でございますが、その他につきましても、全体と同様に、書きぶりの統一等で微修正等を行ってございます。

資料の説明は以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

では、大気分野の説明でしたけれども、御質問、御意見等がございましたら挙手をしていただければと思います。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

どなたもいらっしゃらないということでしょうかね。そしたら、これでお認めいただけるということでよろしいでしょうかね。

分かりました。事務局のほうでいろいろ苦勞して文章を作っていただいて、本当にありがとうございました。私もこれでいいかなと思います。

ということで、御意見がございませんので、今までのこの修正されたものを部会の報告としたいと思いますので、皆さんよろしいでしょうか。

では、これを部会の報告とさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、次は資料1-3ですが、部会報告について、環境審議会での説明資料として、水質部会報告と合わせた部会報告の概要版の案を事務局に作成していただいておりますので、御説明よろしくお願いたします。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 すいません、環境保全課の池田でございます。

1-3の説明に入る前に、1点だけ、すいません、先ほど、資料1-1でちょっと誤植がありましたので、その訂正だけ先にさせていただけたらと思います。申し訳ございません。

資料1-1でございますけれども、表の中で、VIII章の騒音・振動のところ、3行ある中の真ん中の行ですけれども、90ページの表VIII-3の騒音苦情の発生源が「減」になって

いましたので、「源」のほうに。すいません、資料をこちらは修正させていただきますので、よろしく願いいたします。申し訳ございません。

【近藤部会長】       じゃ、文字の修正をよろしく願いします。

【事務局（池田（俊）総括主査）】       そうしましたら、資料1－3の御説明をさせていただきます。

こちらですけども、環境審議会で、生活環境保全条例検討部会と水質部会でそれぞれ部会報告をいただく予定でございますけれども、共通の説明資料として、部会報告の概要ということで、合わせて案を作成させていただいております。

内容なんですけど、構成は、部会報告を基にしており、こちらは2ページございます。

1ページ目のところで、最初に、左側の背景と、その下に検討の経過、その下に、条例における主な制度ということで、あと、右上のところでは、こちらは生環条例の見直しの検討の方向性を記載させていただいた上で、その下に両部会での検討結果の概要ということで、最初に生活環境保全条例検討部会の検討結果の概要を御説明させていただいた上で、次の2ページ目のところの右上のところまでそれが続きまして、2ページ目の右下のところには水質部会の検討結果の概要をおまとめしているといった構成になります。

本日御説明させていただきたいのが、1ページ目の右のところから、部会での検討結果の概要ですが、こちらにつきましても基本的には先ほど御説明させていただいた部会報告のエッセンスといいますか、そういったものでございます。特に何か新しいことがあるわけではないですけれども、概要をおまとめしているということで、簡単に御説明をさせていただきますと思います。

まず、部会での検討結果の概要というところで、まず、分野ごとに順番に御説明させていただきますと思います。

まず、大気規制の見直しにつきましては、まず、VOC規制については、効果的・効率的にVOC排出削減対策を推進していくためには、事業者が自主的に柔軟な対策をとることができる管理的手法による対策を中心にしていくべきであるとし、また、現行条例に基づく設備構造基準等による一律の排出規制については、大気環境濃度改善への費用対効果、事業者の自主的取組の促進、運用面での課題等を鑑みて、効果的な対策の方向性が国において定まるまで排出規制は法制度のみで実施し、条例制度は一旦廃止することが適当であるとしております。

粉じん規制につきましては、特定粉じん、一般粉じんの2種類に分けている規制を統合

しまして、分かりやすい規制基準に統一すべきであり、あわせて、法と重複している施設の除外や、法と条例と異なる施設の規模要件の統一等についても見直すべきとしております。

有害物質規制につきましては、先ほどの説明と重複しますが、最新の有害性に係る国の知見等を考慮し、国が示す優先取組物質との整合を図る形での規制対象物質の追加・削除を行うべきである。規制手法については、業種や業態ごとに現実的かつ効果的な対策が選択できる濃度基準を原則とすべきである。規制対象物質の見直しに合わせ、新規追加物質を一定量排出すると考えられる施設を新たに規制するなど、規制対象施設の見直しを実施すべきであるとしております。

次の自動車環境分野の流入車規制の廃止につきましては、流入車規制廃止による大気環境への影響などを検討した結果、二酸化窒素の濃度の低減傾向の維持に支障を生じず、高濃度になりやすい交差点への影響についても軽微であった。検討の結果、電動車普及による削減効果は大きく、流入車規制を廃止した場合の影響以上の効果が見込まれた。府域の全ての測定局で継続的に二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準を達成していることに加え、上記の検討結果から、流入車規制を廃止し、電動車の普及施策を積極的に推進していくことが適当であるとしております。

次の2ページ目でございますけれども、悪臭と地盤沈下、土壌汚染の分野につきましては、第1回の部会で論点整理について御審議いただいた結果、現行制度を継続することが適当であるとしております。

化学物質分野の府独自物質の見直しでございますけれども、国による化管法の指定化学物質見直しの動き等を踏まえ、以下の考え方により見直すべきであるとしております。

1つ目が、第一種管理化学物質については、国による最新の科学的知見での有害性評価に基づく見直し後の指定物質とすることが適当である。2つ目は、第二種管理化学物質については、生活環境保全の観点から大防法の事故時の措置に係る規定を補完することとし、同法の有害物質及び特定物質のうち指定化学物質に該当しない物質を追加すべきである。3つ目が、VOC総量につきましては、引き続き府独自指定に位置づけ、管理的手法による対策を中心に推進していくべきであるとしております。

騒音・振動の分野につきましては、騒音規制の見直しということで、まず1つ目が、条例では、騒音規制法、振動規制法に規定する特定施設のうち、電気事業法に規定する電気工作物等のみを設置している特定工場等を例外的に規制対象としておりましたところで

が、現時点では法に基づいて市町村が必要な規制を行うことが可能であるといったことから、条例の規制対象から除外し、法と条例の規制の重複を解消すべきであるとしております。

2つ目が、騒音に係る特定建設作業の規制対象に、苦情や騒音の実態を踏まえて、スケルトンバケットを取り付けた油圧ショベルを使用するふるい分け等の作業を追加すべきであるとしております。

3つ目が、人の声など制限の難しい騒音など、指導が難しいケースについては、府は、条例規制ではなく、関係する対応事例等を収集して、市町村が対応する際に参考としやすい形で共有するようにすべきであるとしております。

最後に、規制以外の手法のところなんですけれども、事業者の自主的取組の促進に係る規定の追加というところでございまして、これまでの排出等規制に加えて新たな対応が求められる課題があるということと、事業者による自主的・積極的な取組については、より効果的・効率的な対策への転換なども期待できることなどから、行政として促進する方策について検討すべきである。制度の導入に当たっては、その実効性や事業者のニーズを検証、考慮することが必要である。また、その根拠を条例で位置づけることによって、継続的な促進体制を構築することが重要であるとまとめさせていただいております。

資料の説明については以上でございます。

【近藤部会長】       ありがとうございました。

では、ただいまの説明について、本部会での検討結果に関することについて、御質問、御意見がございましたらよろしくお願いいいたします。どなたかいらっしゃらないでしょうか。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

ちょっと私から、これとは関係ないですけども、この報告書というのは、水質分野については含まれないということですかね。それはまた別冊で出てくるんですか。それとも一緒になるものなんですか。

【事務局（池田（俊）総括主査）】       水質分野につきましては、水質部会のほうで水質部会報告としてお取りまとめいただきますので、生活環境保全条例の部会の報告には水質分野は含まれません。環境審議会のほうでそれぞれ御報告いただいて、最終、環境審議会のほうで1つの答申としていただくというような整理になっております。

【近藤部会長】       というか、資料1-2ですけども、この中には水質部会の内容については入らないということですね。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 そのとおりでございます。水質部会の内容は入りません。

【近藤部会長】 分かりました。

ほか、何かございますでしょうか。

今までの審議いただいた内容を網羅的にまとめていただいたということだと思いますので、では、本件については、この案のとおりで部会として了承することにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

特段御意見がないと思いますので、では、そうさせていただきたいと思います。

それでは、次の（２）のその他について事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 事務局、環境保全課の池田でございます。

特に配付資料はございませんけれども、本日御承認いただきました部会報告につきましては、11月に大阪府環境審議会が予定されておりますので、そちらで報告をいただきまして、水質部会の報告と合わせて、環境審議会でも御審議の上、前回、昨年度に第一次答申としていただいておりますので、第二次答申という形で今回いただく予定でございます。すいません、どうもお取りまとめいただきありがとうございました。もうしばらく、すいませんが、よろしくお願いいたします。

【近藤部会長】 どうもありがとうございました。

予定していた議題は以上でございますけれども、委員の皆様方から何かございますでしょうか。

何もないということで、事務局から何かございませんでしょうか。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 特にございません。

【近藤部会長】 では、ないようですので、本日の議事はこれで終了いたします。委員の皆様方には円滑な審議に御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【事務局（池田（俊）総括主査）】 すみません、本日の御審議ありがとうございました。

最後に、環境管理室長の小林から一言御挨拶申し上げます。

【事務局（小林室長）】 環境管理室長の小林でございます。部会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員並びにオブザーバーの皆様におかれましては、本日も熱心に御審議いただきましてありがとうございます。

今後の大阪府生活環境保全等に関する条例のあり方については、令和2年2月から8回にわたりまして、本部会で様々な視点から御審議を賜りました。本日、第二次報告として取りまとめていただきましてありがとうございます。

なお、水質分野においては、水質部会において御審議をいただいております。本日午後からでございますが、部会のほうで報告を取りまとめていただく予定にしております。その水質部会の報告と合わせまして、府として環境審議会の本審議会のほうを11月に予定しておりますけれども、それぞれの部会の報告の趣旨を踏まえ、条例の改正を進めてまいります。施策を推進してまいりたいと存じます。

委員及びオブザーバーの皆様につきましては、長期にわたって御審議いただきましてありがとうございます。また引き続き、大阪府の行政のほうへ御指導、御支援を賜りますよう申し上げます。今日は誠にありがとうございました。

**【事務局（池田（俊）総括主査）】** それでは、これもちまして、令和3年度第3回生活環境保全条例検討部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前10時50分 閉会）